

# 第1章 緑地の保全及び緑化の目標

## 1. 基本理念

基本理念

**きりしまの豊かな緑を活かした、  
連携と協働による緑のまちづくり**

今世紀は、自然との豊かなふれあいが保たれた、持続可能な環境共生型社会の実現を目指す、いわゆる「環境の世紀」と言われています。このような中、緑に関する施策は、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、循環型社会形成への貢献など、環境分野の取り組みに重要な位置付けがなされています。また、環境問題のみならず、真に豊かな生活の実現へ向けて、都市の防災性向上や観光振興・地域活性化、自然・歴史・文化的遺産の保全、まちの美しさへの貢献、多様な余暇活動の実現、市民の緑づくりへの参加など、多面的な緑の役割の重要性が高まりつつあります。

山・川・海・田園・温泉など多彩で豊かな資源を抱える本市においても、農用地や森林の持つ公益的機能の向上や良好な居住環境を求める声が拡大しており、環境に対する市民意識の高揚や公園・緑地に対する市民ニーズの多様化・高度化などに対応した、より良い緑の環境づくりを行う必要性が高まっています。このような中、本市の豊かな緑を将来にわたって守り、創り、育てるためには、行政による取り組みだけでは限界があります。これから緑のまちづくりは、市民、地域、企業が主体となって、市民が望む霧島の緑のイメージを共有し、公共空間においても行政との連携と協働により進めていくことが求められています。

また、美しく貴重な地形・地質に触れ、学び、楽しむことができる「霧島ジオパーク」は、平成22年9月に日本ジオパークに認定され、本市をはじめ、「霧島山」をふるさとの山と捉える都城市、高原町、小林市、えびの市、曾於市の5市1町では、世界に誇れる「霧島ジオパーク」を目指して、環境、教育、観光及び防災等に係わる様々な施策・事業について、お互いに知恵を出し合い行政区域を越えて連携、協働することにより地域の活性化を図ることとしています。

一方、まちづくりの目標である「第一次霧島市総合計画」や「霧島市都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本理念を『世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市』としており、まちの将来像を『人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市』としています。また、都市計画マスタープランでは、将来の都市づくりに向けた施策展開の目標を次のように設定しています。

### ◆都市計画マスタープランにおける施策展開の目標

#### ■都市づくりの目標

1. 多機能都市
  - 南九州の交流拠点としての交通体系、豊かな自然・歴史・文化、さらに製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置することにより、「住む・働く・学ぶ」といった多種多様な機能が調和した、快適で安心・安全な県央地域中核都市づくり
2. 人と自然が輝く都市
  - 市民と豊かな自然が輝きながら共生し、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくり
3. 人が拓く都市
  - 市民一人ひとり、市民団体相互が信頼関係を築き、それぞれの立場で行政との協働を進めることにより、市民が主役となった自立性の高いまちづくり

本計画では、これらの計画と整合させるとともに、本市の緑地の保全や緑化の必要性を考慮して、冒頭のように基本理念を掲げます。

## 2. 緑の将来像

雄大な霧島連山は、山肌を七色に変化させると言われ、その緑は四季折々に姿を変えて季節の移り変わりを市民に与え続けています。また、これを源として本市では、温泉・湧水が湧き河川が流れ、お茶や黒酢など多くの水の恵みを享受しています。一方、身近な所では市民、地域、企業みんなの連携と協働で街の花と緑が創られています。

これらのことからイメージして、将来の緑のあるべき姿である緑の将来像を以下のように掲げます。また、多様で豊かな緑を保全・活用・創出し、快適で潤いのある多機能都市を実現するため、基本理念や緑の将来像を踏まえて、緑の基本目標を以下のように設定します。

緑の将来像

### みんなでつくる四季を彩る みどり（花・水・緑）のまち きりしま

緑の  
基本目標

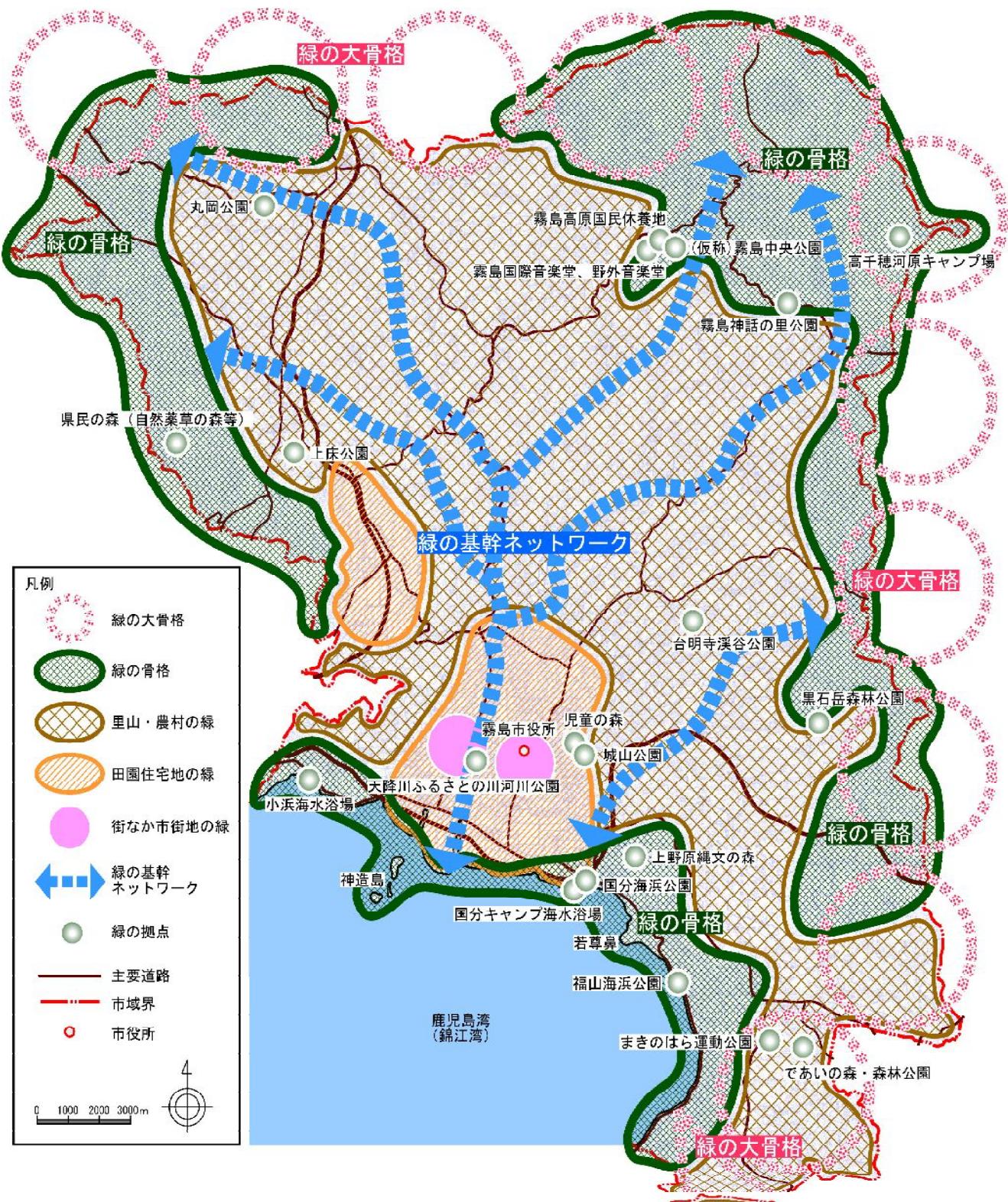
- 豊かな緑の自然環境をまもる
- 身近な緑との共生をめざす
- 安心・安全な緑をつくる
- 市民が育てる霧島の緑

緑の将来図では、本市の地形や緑の分布など豊かな自然特性を十分に保全・活用すること、並びに、発展する都市活動と調和することを念頭にこれらを構造的に捉え、様々な緑を位置付けて将来像の実現を目指すこととします。

#### ◆ 将来図における緑の位置付け

■緑の 将来像  みんなでつくる みどり (花・ 水・ 緑) のまち きりしま	■緑の基本目標  ○ 豊かな緑の 自然環境を まもる  ○ 身近な緑との 共生をめざす  ○ 安心・安全な 緑をつくる  ○ 市民が育てる 霧島の緑	緑の大骨格	火山活動により形成された地形や景観を中心の霧島錦江湾国立公園内において、霧島連山と桜島が浮かぶ錦江湾を一体的に捉え、行政区域を越えた活発な連携のもと、様々な緑の機能を発揮する緑の大骨格として位置付けます。
		緑の骨格	北部の霧島連山や東部・西部の保安林、南部の錦江湾沿岸を自然環境や景観上の観点から緑の骨格として位置付けます。
		里山・農村の緑	霧島連山裾野に広がる丘陵地の樹林地や農用地、温泉郷などを里山の美しい自然環境をはじめとした生活に身近な緑として位置付けます。また、斜面地の緑を土砂流出や崩壊を予防する緑として位置付けます。
		田園住宅地の緑	市街地の周辺部に広がる優良農地や郊外住宅地、寺社林など、田園風景を形成している身近な緑や、明るく安全に整備され安心して利用できる公園等の緑を田園住宅地の緑として位置付けます。
		街なか市街地の緑	JR国分駅、市役所、JR隼人駅を中心とした主要な都市機能が集積した双眼構造の地域の市街地の緑を街なか市街地の緑として位置付けます。
		緑の基幹 ネットワーク	緑の骨格を源流とする天降川、霧島川、中津川などの主要な河川を緑の基幹ネットワークとして位置付けます。
		緑の拠点	大規模な公園やキャンプ場など、本計画の緑地の総合評価(P183)や他の関連計画で特に重要とされた施設緑地を観光・レクリエーションなど多様なふれあいを支える緑として位置付けます。

## ◆ 緑の将来図



### 3. 緑の基本方針

緑の将来像や緑の基本目標を実現するため、第6章の資料に示す調査で得られた本市の現況と課題からそれぞれの課題に対応する施策を導き、それらの指針となる基本方針を以下のように掲げます。

#### 基本方針 1

##### 豊かな森林や火山地形と錦江湾水際の緑をまもる

本市の自然豊かな森林や特色ある火山地形、波静かで本市の風景の一つである錦江湾海岸域の緑を次世代へ引き継いでゆく貴重な財産として保全し、多様な生物の生息・生育環境やその他の森林の持つ公益的機能を将来にわたって継承していくため、人と自然が共生する緑の環境づくりを進めます。



現況	課題と施策
○様々な火山地形が見られる霧島錦江湾国立公園の自然地形や保安林区域は豊かな <u>生態系</u> を有している	○多くの景観資源の背景となる霧島錦江湾国立公園の緑の保全 →施策【霧島錦江湾国立公園の規制遵守】
○ <u>霧島山森林生物遺伝資源保存林</u> など貴重な自然資源を保全するための保安林が指定されている	○陸域の境界を形成している霧島連山や保安林の保全と活用
○牧園・霧島地域の北部は標高1,000mを超える山岳が連なり、様々な火山地形が見られる	○市街地背後の背景となる山なみ景観の保全
○市街地から望める山々は四季折々の表情を見せ住民の貴重な財産である	○森林のもつ多様な公益的機能の低下を防ぐ維持管理活動の活性化 →施策【保安林の保全と森林機能の持続的発揮】
○市民意識調査では、自然環境は数年前と比べて維持されていると感じている	○霧島錦江湾国立公園等に分布する貴重な生物の生息・生育地の保全 →施策【生物多様性の確保】
○第1次産業就業人口は実数・構成比とも大きく減少している	○ヒートアイランド現象や気象現象を緩和する木陰や水辺の形成 →施策【自然海岸の保全と環境美化】
○霧島にだけ生育するキリシマミズキ・キリシマグミなど多くの貴重な植物が生育している	
○霧島錦江湾国立公園及び保安林区域、天降川、霧島川は水源涵養、二酸化炭素の削減、ヒートアイランド現象の軽減など多面的な環境負荷軽減に対する高い機能を持っている	

## 基本方針2

**森林と海辺をつなぐ緑の基幹ネットワークをつくる**

山岳部の森林の緑と海辺の緑を結ぶ位置にある河川やため池、水田などの様々な緑を充実させ、生物の多様性を保全するとともに、連続する移動空間やまちの風景の軸となる緑のネットワークを形成します。



現況	課題と施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○錦江湾から霧島連山に至る多様な地形や自然環境には多様な種の動物が生息している</li> <li>○天降川などの河川や溪流は本地域の自然環境の特性を代表する生態系と景観を有している</li> <li>○水と緑の景観軸上にある天降川や霧島川はネットワークとして高い機能を有している</li> <li>○大小の河川が錦江湾や志布志湾に注ぎ、流域には多くの自然景観や観光スポット、身近にふれあえる水辺空間などが存在している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地やその周辺を流れる河川や公園、まとまった樹林地、農地などにおける生態系ネットワークの構築</li> <li>○市街地における良好な生態系と生物多様性の確保</li> <li>○霧島連山から錦江湾へつながる水と緑のネットワークの形成</li> <li>○水と緑の景観軸上あるいはその周辺にある景観資源の保全・活用 →施策【河川環境の保全とふれあい空間の創出】</li> </ul>



天然の湧水が織りなす  
瑠璃色の水面

急峻な山地の随所で見られる滝



秋の実りと様々な  
生物を育む田園



### 基本方針3

#### 市民・観光ニーズに対応した多様なふれあいの緑をつくる

市内に点在する自然豊かな大規模公園やキャンプ場、森林公園など、本市の重要な拠点の緑として保全するとともに、レクリエーションや環境教育の場など市民や観光客との多様なふれあいの場として活用を図ります。

また、重要な緑の拠点を結ぶ緑のネットワークを整備し、四季を彩る街路樹の整備や沿道の花壇などの緑化を図り、自然豊かな観光地にふさわしい沿道景観の形成を図ります。



現況	課題と施策
○城山公園、国分運動公園、丸岡公園、まきのはら運動公園などの10haを超える大規模公園はふれあい拠点として快適な生活環境を支えており、周辺の樹林地と一緒に緑地としての高い機能を有している	○森林、河川、農地、市街地内緑地、海岸の緑の集積地や広域的レクリエーション拠点を相互につなぐ水と緑のネットワークの形成と様々なレクリエーション空間の提供 →施策【都市レクリエーション拠点の整備】 →施策【交通結節点や観光ルートの街路樹整備】
○天降川リバーフロント整備など自然とふれあえる水辺空間の創出へ向けた <u>多自然川づくり</u> の整備を継続して進めている ○天降川河岸の緑地は良好な生態系や自然と触れあえる水辺空間を保有している	○ふれあい空間を意識した多自然川づくりを基本とする河川改修や整備の推進 ○自然とふれあうことのできる水辺や森林の創出 →施策【自然レクリエーション拠点の整備】
○山林や樹木を活かした児童の森、丸岡公園などは自然型の余暇活動に利用されている ○市民意識調査では、水辺等とのふれあいやまちの緑の多さ、美しいまちなみについて、どちらかと言えば満足している	○観光に結びつく自然や施設の活用 →施策【観光との連携】
○大小の河川が錦江湾や志布志湾に注ぎ、流域には多くの自然景観や観光スポット、身近にふれあえる水辺空間などが存在している ○黒石岳森林公園や霧島高原国民休養地、観光拠点でもある霧島神宮などは市外からも訪れる広域レクリエーションの場として高い機能を有している	



豊富な水量に恵まれる台明寺渓谷公園



ライトアップされた城山公園

## 基本方針 4

**身近な暮らしに根ざした潤いと活力の緑をつくる**

市民の生活に根ざした憩いの場や健康づくりの場に対応する緑として、誰もが使いやすい公園や歴史風土が色濃く残る寺社緑地、学校などの身近な緑を活用します。また、田園風景や山村風景を構成する農用地・樹林地の多面性機能が発揮できるよう守り・活用します。

市街地の身近な緑を結ぶネットワーク上に街路樹を整備し、ゆとりと潤いのある道路空間の創出による良好なまちなみ景観の形成を図ります。



現況	課題と施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○街区公園や運動公園、市民農園、小中学校の緑地は身近な生活の場として日常的なレクリエーションの機能を有している</li> <li>○市民意識調査では、身近な地域の公園・広場はどちらかと言えば整備されている</li> <li>○身近に憩える公園の整備状況の地域差が指摘されている</li> <li>○各地区的コミュニティ広場等は芝生の多目的広場を有し、住民に身近な快適で健全な生活環境の創出を支えている</li> <li>○年少人口の減少、老人人口の増加が顕著で、本格的な少子化・高齢化が進行している</li> <li>○市民意識調査では、まちの緑の多さと美しい街並み景観について十分満足していない</li> <li>○節電意識の向上により、緑化によるヒートアイランド対策の機運が高まりつつある</li> <li>○霧島神宮や上野原遺跡をはじめとして、18もの国指定の有形文化財、史跡、天然記念物登録有形文化財等が各地域に点在している</li> <li>○市民意識調査では、歴史的な景観や自然景観はどちらかと言えば守られている</li> <li>○緑のオープンスペースとしての役割を持ち良好な管理による生産性の高い農用地区域は環境保全に高い機能を有している</li> <li>○中山間地域の代表的な田園風景や食糧供給基地の機能を有する棚田が多く存在する</li> <li>○山地の麓には標高 200~300mのシラス台地が広がり、畑作地帯となっている</li> <li>○沖積地帯では灰色低地土が分布し、水田として広く利用されている</li> <li>○用途地域指定外区域の農地転用が多い</li> <li>○多くを農業就業者で占める第1次産業就業人口は実数・構成比とも大きく減少している</li> <li>○自然的土利用は、市域の8割を超え、特に山林の占める割合が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活に潤いをもたらす身近な公共公益施設の緑の充実</li> <li>○<u>都市公園</u>が近くにない地区における多様な日常レクリエーションニーズに対応した新たな公園の整備 →施策【身近な<u>街区基幹公園</u>の計画的整備】</li> <li>○多様なニーズに対応できるよう長寿命化を含む公園ストックの再生・活用</li> <li>○高齢者に配慮したスポーツやレクリエーション活動が可能な公共空間の整備 →施策【既存公園の改善】</li> <li>○市街地内の緑比率の向上 →施策【道路緑化の推進】 →施策【公共施設緑化の推進】 →施策【ヒートアイランド現象の緩和】</li> <li>○個性や風格を醸し出す寺社境内地及びその周辺の緑の保全</li> <li>○指定文化財等の歴史資源と周辺の緑の一体的な保全・活用 →施策【景観形成に資する緑地の形成】</li> <li>○良好な管理と生産活動の活性化による農用地区域内の農地の保全 →施策【農用地の保全】</li> <li>○森林の維持管理活動の活性化 →施策【身近な森林・樹林地の保全】</li> </ul>

## 基本方針5

### 災害を防止し、安心・安全に暮らせる緑をつくる

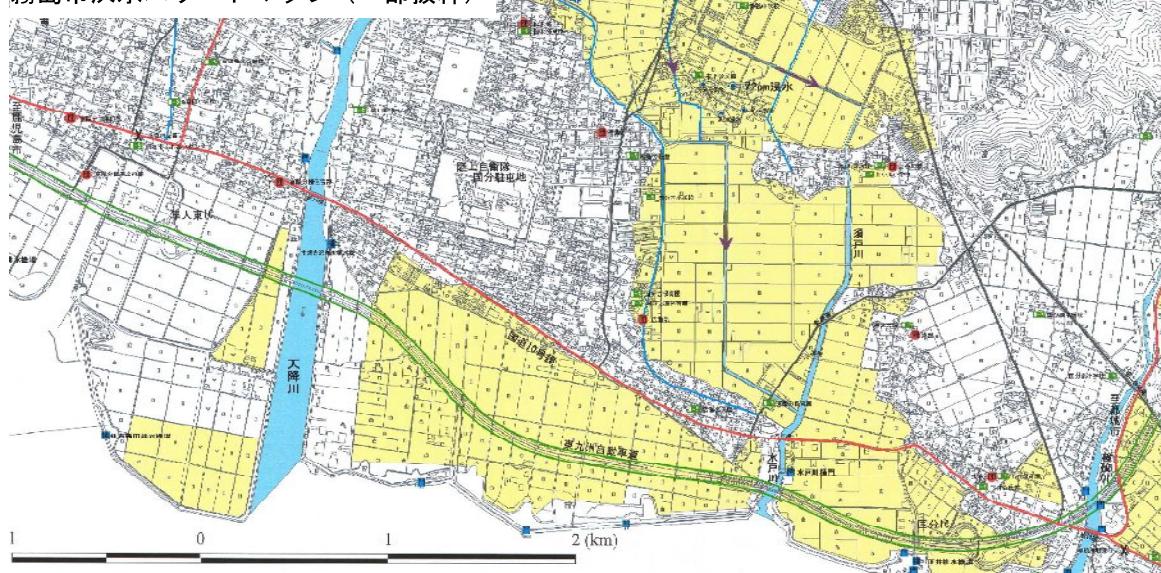
市民の安心・安全な暮らしを保護するため、水源涵養や土砂流出防止の機能を持つ山の緑や災害防止の役割を持つ斜面緑地の保全を図ります。また、住宅地における公園・緑地は、避難体系の中で避難地など様々な防災機能を有する施設として整備を進めます。

海岸部における高潮や津波等の災害については、危険性の高い地域では避難にあたっての経路の長さや障害物の把握とともに、避難地となる緑地等の配置・整備を進め、総合的な浸水・津波対策を図ります。



現況	課題と施策
○火山灰からなるシラスは水に弱く、豪雨や地震に伴って崩壊しやすい特性を持っている	○急傾斜地等の防災対策 →施策【斜面緑地の保全】
○自然度の高い大規模公園は、高い貯留機能や透水機能を有している	○市街地の路面等における透水性・保水性の高い材料の使用
○降水量は梅雨期から台風期に集中し、近年では局地的な短時間豪雨による土砂災害や水害等の発生が懸念されている	○雨水の過大な流出を抑制する貯留機能を持つ水田や森林の保全 →施策【雨水の貯留機能の確保】
○多様な地形を有していることから、台風や洪水、高潮、火山噴火等による災害の発生が想定されている	○都市公園、河川、幹線道路等を活用した都市防災機能を向上させる緑やオープンスペースの確保・配置
○市街地やその周辺の公園、教育施設、河川等は火災の延焼防止や地震火災時の焼け止まりなどの防災機能を有している	○地震火災時の延焼防止や災害時の避難地等の確保
○東日本大震災後、大規模地震の発生が想定されている中、沿岸域での津波災害についても対策が求められている	○津波を想定した避難体制の確立と減災につながる緑地の配置 →施策【公園等の防災・防犯機能の強化】

霧島市洪水ハザードマップ（一部抜粋）



## 基本方針6

**市民と企業と行政が協働で緑をまもり・つくる**

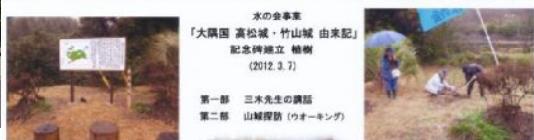
緑豊かな環境をつくるには、市民・企業・行政が共に緑の重要さを理解し、共通の認識のもとでそれぞれの役割を協働で進めていくとともに、市民が主体的に行う緑のまちづくりや企業の社会貢献活動を促進します。



現況	課題と施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民と行政との協働による「市民参加によるまちづくり」をさらに推進する</li> <li>○市民意識調査では、この3年間で自然環境をテーマとした学習活動に参加していない人が多く、環境に関する市のルールや計画を知らない人も多い</li> <li>○市民意識調査では、地域活動へ参加していない人が多く、参加している人の中では清掃等の美化活動や地域の行事への参加が多い</li> <li>○市民意識調査では、この1年間で自然環境保全活動や美化活動にはあまり参加していない</li> <li>○市民意識調査では、多くの人が地域活動に気軽に参加できる環境づくりが必要と答えている</li> <li>○多くの住宅地内には屋敷林や植栽・垣根等が存在している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民や企業が緑のまちづくりに容易に参加でき、継続して活動できる仕組みづくり</li> <li>○日常の身近な民有地の緑化</li> <li>→施策【緑に関する情報の提供と意識高揚】</li> <li>→施策【市民参加による緑づくり】</li> <li>→施策【民有地の緑化促進】</li> </ul>

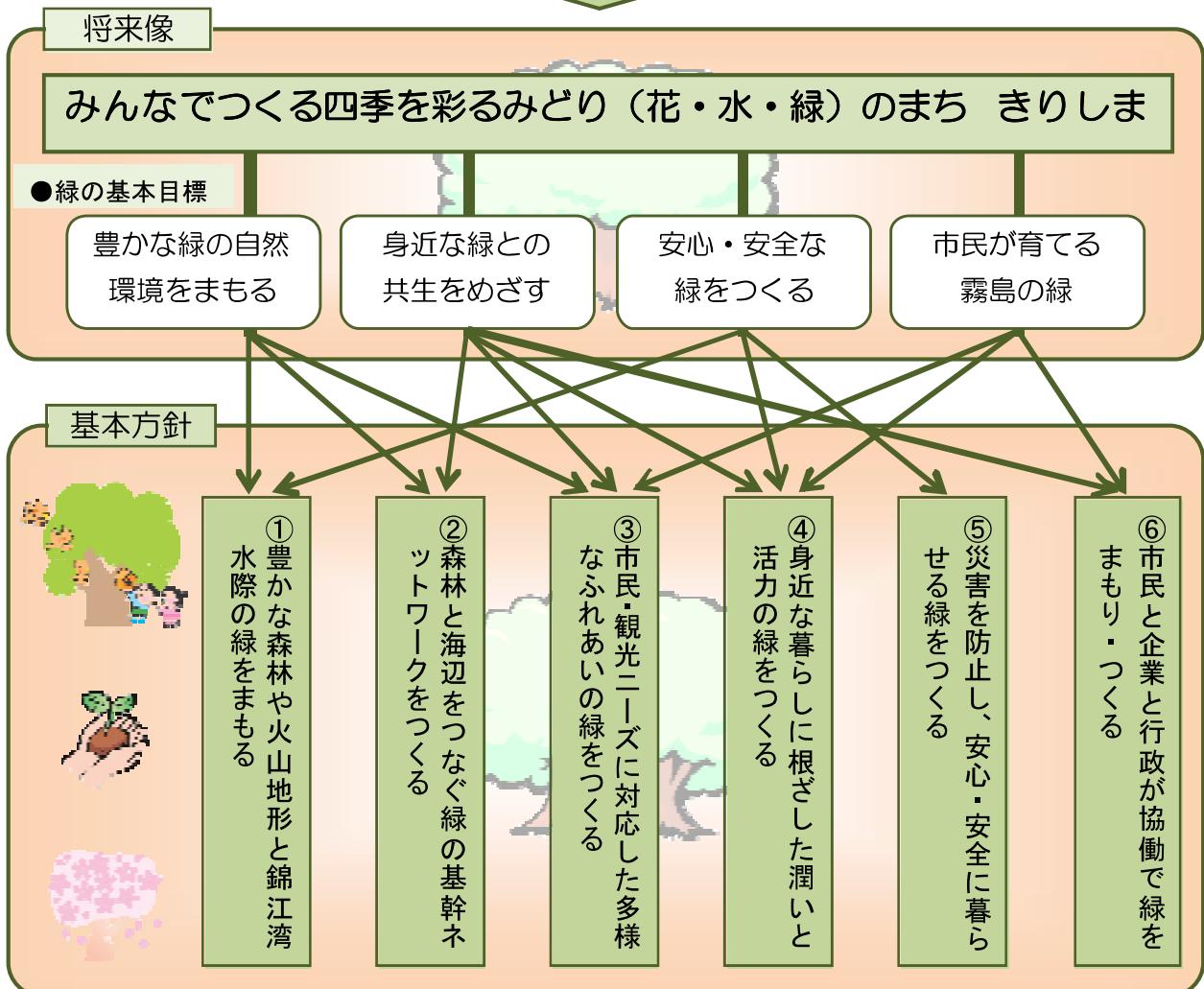
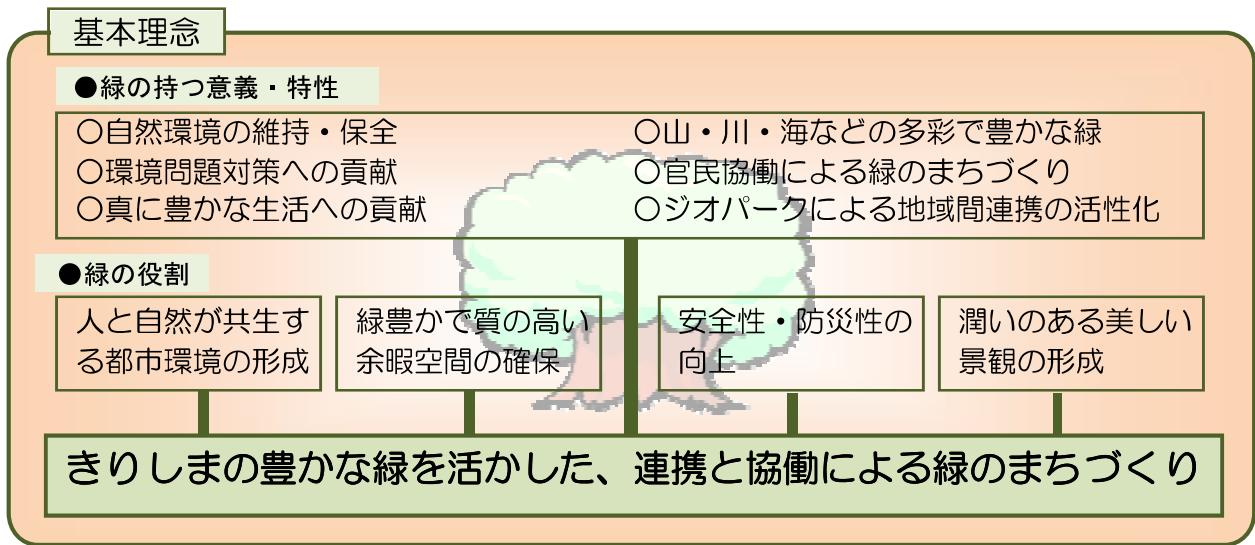


市民・企業・行政の協働による  
公共施設駐車場の緑化



平成23年度市民活動支援  
事業成果報告書より  
「竹山ダム周辺の環境整備と文化活動」(水の会)

## ◆ 施策展開のイメージ



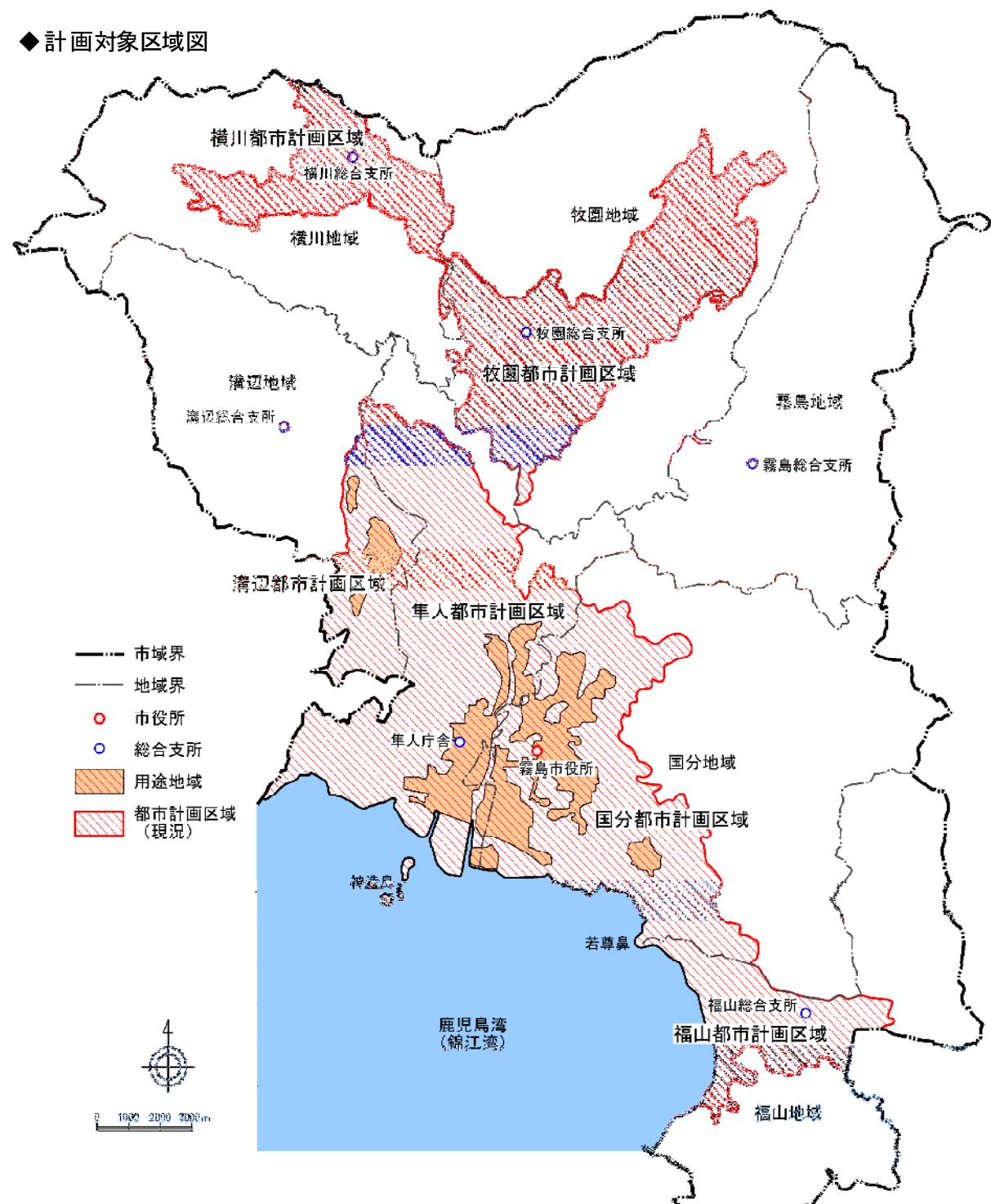
## 4. 計画対象区域の設定

計画における施策を推し進めるためには、具体的な数値等の目標を設定し、その達成を目指すことが合理的であると考えられます。そこで、その目標設定の要素となる計画対象区域・人口・市街地の規模を以下のとおり定めます。

### (1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、基本的に霧島市全域としますが、**都市公園の整備や都市緑化**に関しては以下の**都市計画区域**を対象とします。

◆計画対象区域図



◆計画対象区域

(単位 : ha)

市町村名	都市計画区域名	都市計画区域面積 	用途地域面積 
霧島市	国分都市計画区域	4,428.0	1,141.4
	溝辺都市計画区域	1,328.0	206.0
	横川都市計画区域	1,763.0	0.0
	牧園都市計画区域	4,150.0	0.0
	隼人都市計画区域	5,386.0	746.0
	福山都市計画区域	1,448.4	0.0
	合 計	18,503.4	2,093.4

【平成 24 年現在】

(2) 人口の見通し

本計画における人口の見通しは、「第一次霧島市総合計画」や「第一次霧島市国土利用計画」、「霧島市都市計画マスター プラン」における将来人口との整合を図り、目標年次である平成 32 年の人口を 130,000 人と設定します。

◆既定計画の将来人口

既定上位・関連計画	目標年次	中間年次将来人口(人)	目標年次将来人口(人)
第一次霧島市総合計画	平成 29 年度	-	130,000
第一次霧島市国土利用計画	平成 29 年度	129,000	130,000
霧島市都市計画マスター プラン	平成 32 年度	-	130,000

◆本計画の人口の見通し

年次	平成 17 年 国勢調査 人口 (A)	平成 22 年 国勢調査 人口	中間年次(H27) 将来人口	目標年次(H32) 将来人口 (B)	増加人口 (B-A)
人口(人)	127,309	127,487	129,000	130,000	2,691

### (3) 市街地の規模

本市は、非線引き都市計画区域であることから、**市街地の規模については用途地域の指定面積とします。**

また、平成 17 年から目標年次までの増加人口 2,691 人の受け皿は、コンパクトシティの考え方を基本とした以下の諸計画の施策やこれまでの用途地域内人口の推移を考慮して、基本的に用途地域内と考えます。

○土地区画整理事業施行区域内農地や住宅未利用地については、移住定住人口や世帯增加の受け皿として住宅の立地を促進する。【第一次霧島市国土利用計画】

○市街地における賑わいの再生や定住人口の増大を図るため、既存住宅や低・未利用地の活用を図るとともに、新たなライフスタイルを求める若年・ファミリー層から質の高い都市型サービスを期待する高齢者層まで全ての世代が生活したくなるような、魅力的で快適な住環境づくりを促進する。【第一次霧島市国土利用計画】

○平成 12 年以降人口が横這い傾向にある中、12 年～17 年の地区別人口の推移（平成 19 年度都市計画基礎調査の平成 17 年国勢調査地区別人口）をみると、用途地域指定区域の人口は 5 年間で約 600 人増加している。一方、用途地域指定外区域は約 260 人の減少、都市計画区域外では約 940 人の減少となっており、用途地域内が人口の受け皿となっている。

目標年次の都市計画区域の規模については、現行のままと仮定し 18,503.4ha とします。また、目標年次の市街地の規模（用途地域の規模）は、以下の諸計画の施策により拡大しないものとし、2,093.4ha と設定します。これにより、用途地域内の人口密度は、平成 17 年の 30.82 人/ha から目標年次では 32.11 人/ha となります。

○市街地周辺の無秩序な開発を抑制する。【第一次霧島市国土利用計画】

○既存の住宅や用途地域内農地、低・未利用地の有効活用を図り、市街地における定住促進を図る。【霧島市都市計画マスターplan】

#### ◆ 市街地の規模

区分	現況 (H17)	中間 (H27)	目標 (H32)
行政区域 	人口 (人) 127,309	129,000	130,000
	規模 (ha) 60,368.4	60,368.4	60,368.4
	人口密度 (人/ha) 2.11	2.14	2.15
都市計画区域内 	人口 (人) 107,854 【84.7%】	109,545 【84.9%】	110,545 【85.0%】
	規模 (ha) 18,503.4 【30.7%】	18,503.4 【30.7%】	18,503.4 【30.7%】
	人口密度 (人/ha) 5.83	5.92	5.97
市街地内 	人口 (人) 64,524 【50.7%】	66,215 【51.3%】	67,215 【51.7%】
	規模 (ha) 2,093.4 【3.5%】	2,093.4 【3.5%】	2,093.4 【3.5%】
	人口密度 (人/ha) 30.82	31.63	32.11

※ 【】内の数字はそれぞれ行政区域に対する割合

現況資料：平成 19 年度都市計画基礎調査

## 5. 計画目標水準の設定

以上で定めた要素を元に、「都市計画区域内の緑の量」・「都市公園等の施設として整備すべき緑の量」・「定性的な緑化の目標」について目標水準を定めます。

### (1) 都市計画区域内の緑の量

本市の施設緑地と地域制緑地を合わせた平成24年現在の都市計画区域内緑地現況量は、11,150.6ha、区域面積に占める割合は60.3%となっています。また、用途地域内では233.4ha、用途地域面積に占める割合は11.1%となっています。

目標年次における緑地確保目標量のうち、都市計画区域面積に対する緑地量の割合は、地域制緑地の保全を図りつつ、都市公園や街路樹の整備等を進め、目標年次までに、都市計画区域面積の60.4%、11,181.6aの緑地量を確保します。

将来市街地面積に対する緑地量の割合については、住区基幹公園の配置バランスを重視した地区住民に身近な公園の整備及び街路樹等の公共施設緑地の整備や企業緑地の確保、寺社の緑地を保全するものとし、目標年次までに、将来市街地面積の11.3%、236.6haの緑地量を確保します。

#### ◆目標年次における緑地の確保目標量

緑地の確保目標量		現況（H24）	中間（H27）	目標（H32）
行政区域内 	面 積	60,368.4ha	-	-
	緑地量	① 41,677.9ha	-	-
	緑地割合	69.0%	-	-
都市計画区域内 	面 積	18,503.4ha	18,503.4ha	18,503.4ha
	緑地量	② 11,150.6ha	11,166.1ha	11,181.6ha
	緑地割合	60.3%	60.3%	60.4%
市街地 (用途地域) 内 	面 積	2,093.4ha	2,093.4ha	2,093.4ha
	緑地量	③ 233.4ha	235.0ha	236.6ha
	緑地割合	11.1%	11.2%	11.3%

※ 本表の「現況（H24）」の「緑地量」はP123「緑地現況量調書」を参照

## (2) 都市公園等の施設として整備すべき緑の量

本市の行政区域内の人口は、現在（平成 17 年国勢調査時点）127,309 人で、中間年次の人口を 129,000 人、目標年次の人口を 130,000 人と設定します。

現在、本市の施設緑地のうち、都市公園は 55 箇所 115.0ha、都市公園以外の公共施設緑地のうち、「公園緑地に準ずる施設」と「その他公共公益施設」（以下「公共施設緑地等」とする。）は合わせて都市計画区域内に 75.5ha 整備されています。現在の行政区域内人口 1 人当たり（以下「住民 1 人当たり」とする。）の都市公園面積は 9.0 m<sup>2</sup>/人、住民 1 人当たりの公共施設緑地等は 5.9 m<sup>2</sup>/人となっています。これらを合計すると、都市公園等の整備面積は 190.5ha、住民 1 人当たりの整備面積は 15.0 m<sup>2</sup>/人となっています。

これらの本市の現況と以下の法令を勘案した結果、目標年次の都市公園面積については、「住民 1 人当たり 10 m<sup>2</sup>以上」の達成を目指し、11.0m<sup>2</sup>/人と設定します。また、公共施設緑地等は現状を維持することとし、住民 1 人当たり面積を 6.0 m<sup>2</sup>/人と設定します。

また、都市公園等の整備面積については以下の答申に基づき、将来「住民 1 人当たり 20 m<sup>2</sup>以上」の達成を目指すこととしますが、まずは目標年次までに都市計画区域内人口 1 人当たりの面積を 20.0 m<sup>2</sup>/人確保することを目指します。

### ●都市公園法施行令

都市公園の面積：住民 1 人当たり 10 m<sup>2</sup>以上を確保

### ●都市計画中央審議会答申（平成 7 年 7 月）

都市公園等の面積：住民 1 人当たり 20 m<sup>2</sup>以上を確保

### ◆都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

区分		現況 (H24)	中間 (H27)	目標 (H32)	現況と目標の差
都市公園等	整備面積	190.5ha	205.8ha	221.0ha	30.5ha
	1 人当たり面積	15.0 m <sup>2</sup> /人 (17.7 m <sup>2</sup> /人)	16.0 m <sup>2</sup> /人 (18.8 m <sup>2</sup> /人)	17.0 m <sup>2</sup> /人 (20.0 m <sup>2</sup> /人)	2.0 m <sup>2</sup> /人 (2.3 m <sup>2</sup> /人)
都市公園	整備面積	115.0ha	129.3ha	143.5ha	28.5ha
	1 人当たり面積	9.0 m <sup>2</sup> /人 (10.7 m <sup>2</sup> /人)	10.0 m <sup>2</sup> /人 (11.8 m <sup>2</sup> /人)	11.0 m <sup>2</sup> /人 (13.0 m <sup>2</sup> /人)	2.0 m <sup>2</sup> /人 (2.3 m <sup>2</sup> /人)
公共施設緑地等※ <sup>1</sup>	整備面積	75.5ha	76.5ha	77.5ha	2.0ha
	1 人当たり面積	5.9 m <sup>2</sup> /人 (7.0 m <sup>2</sup> /人)	5.9 m <sup>2</sup> /人 (7.0 m <sup>2</sup> /人)	6.0 m <sup>2</sup> /人 (7.0 m <sup>2</sup> /人)	0.1 m <sup>2</sup> /人 (0 m <sup>2</sup> /人)
行政区域内人口 (都市計画区域内人口) ※ <sup>2</sup>		127,309 人 (107,854 人)	129,000 人 (109,545 人)	130,000 人 (110,545 人)	2,691 人 (2,691 人)

※<sup>1</sup> 詳細は P121 「施設緑地の状況」を参照

※<sup>2</sup> P17 の表「◆市街地の規模」を参照

※ 本表の「1 人あたり面積」の () 内の数値は、都市計画区域内の人口 1 人当たりにおけるそれぞれの数値です。

### (3) 定性的な緑化の目標

そのほか、明確に数値化できない項目などについて、以下のとおり目標を定めます。

都市公園のうち、住区基幹公園については、少子高齢化が進む中で身近な公園として高齢者や子育て世代の住民が利用しやすい公園となるよう、また、まちなみ景観の形成に大きく寄与するよう、緑化を進めます。都市基幹公園については、芝生等が植えられている多目的広場など緑化面積率の高い施設空間が多いため、今後もこれらの適正な管理・保全に努めます。

公共公益施設のうち幹線道路については、季節感を感じさせ、テーマごとに統一感のある街路樹整備を目指します。学校施設については、今後も地区におけるレクリエーション等の中心施設として緑化を進めます。

民有地については、それぞれが行政と連携しながら、自主的に緑化を推進することとします。

また、市民意識調査を活用し、市民の緑に対する意識を確認しながら緑化を推進します。

#### ◆ 緑化の目標

対象		緑化の目標（目標年次：平成32年）
都市公園	住区基幹公園	市街地のまちなみ景観の背景となり、身近な憩いの場として日陰を形成する高木など、配置バランスを考慮した緑化を進めます。また、四季を感じる花や実のなる木など、地区住民の意見を反映させつつ、地区の特性が表現できるような緑化を目指します。
	都市基幹公園	広域的に多くの市民が利用できるよう、サクラ、ツツジ、フジなど樹種等による各公園の個性化に配慮した緑化を目指します。
公共公益施設	幹線道路	花の咲く樹木など季節を感じる街路樹の植栽や花壇の整備を進めることを目指します。特に、観光ルートや緑のネットワークとなる観光・交流機能上重要な道路では、街路樹や植栽が途切れることなく連続し、それぞれ季節感や樹種などテーマごとに統一された街路樹整備を目指します。
	河川	改修・整備等を行う全ての河川において、多自然川づくりの理念に基づき河川整備を進めることを目指します。
	学校施設	防災や景観面から、高木も交えた樹木や花壇で学校用地外周を囲み、運動場端には木陰ができるような緑化を目指します。
民有地	住宅地	戸建住宅や集合住宅の庭への植栽及び沿道の生垣による良好なまちなみ景観の形成を目指します。
	商業地	1施設にフラワーポット（1箇所以上）の設置を目指します。
	工業地	工場立地法に基づく緑地等の届出制度による緑化のみならず、社会貢献として企業が自主的に緑化を進めるようになることをを目指します。
市民満足度	市で実施する市民意識調査	市で毎年実施する「市民意識調査」において、緑に関する各項目の満足度の向上を目指します。 (例) 「【設問】公園や街路樹などのまちの緑の多さについて満足しているか。」に対し、一番多い回答が「どちらかといえばそう思う」の場合、「そう思う」が一番多い回答になるようにを目指します。